



巻頭言

日本政府の今後の取組

環境省 地球環境局長 梶原成元

2015年11月30日から12月13日までフランス・パリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、世界の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定の特徴と意義は、①すべての国に適用され、②包括的で、③長期にわたって永続的に、④取組みを前進・向上させるもの、という四つのキーワードで説明できます。こうした特徴を持つパリ協定は、歴史上初めて、途上国も含めたすべての国が参加する枠組みであり、公平かつ実効的な合意と呼ぶにふさわしい内容となりました。1990年代にできた気候変動枠組条約を時代の変化に見合った形で変化させ、これからの世界の気候変動対策を強化していく上での礎となる、転換点あるいは新たな出発点と言えます。

パリ協定及び日本の約束草案等を踏まえ、我が国として、2030年度削減目標の達成に向け着実に取り組むことはもちろん、2050年80%削減目標やさらにその先を見据え、長期的、戦略的に取り組んでいくことが必要です。その際は、我が国が直面する経済・社会的課題を同時に解決する視点を持ちつつ、今後必要となる地球温暖化対策の全体像を俯瞰しながら施策を講じていくことが重要です。

そのため、まず2030年までの当面の地球温暖化対策として、以下を中心に取り組んでいきます。

1. 2030年度削減目標の達成に向けた道筋を明らかにするとともに、2050年80%削減目標、パリ協定で位置づけられた2度目標に向けて取り組んでいくための礎とするため地球温暖化計画を策定。併せて、先導的な対策を盛り込んだ政府実行を策定。
2. 温対計画の記載事項として、家庭・業務部門での大幅削減に向けた普及啓発を明記すること等を柱とした地球温暖化対策推進法の一部改正法案を受けた施策の推進。（①国民運動の強化（COOL CHOICE）を旗印とするムーブメントづ

くり、②二国間クレジット制度（JCM）の推進を含む国際協力・国際連携の強化、③地方自治体の地域レベルでの温暖化対策の推進）

3. 「気候変動の影響への適応計画」（平成27年11月27日閣議決定）に基づき、関係府省とも連携して、自治体における影響評価や計画策定等の支援、途上国支援、国際規格化等に取り組むとともに、気候変動適応情報プラットフォームを設立。
4. パリ協定の実施に向けて、我が国としても署名及び締結に向けて必要な準備を進めるとともに、パリ協定の実効性を高める観点から、国際的な詳細ルールの構築等に貢献。

また、G7エルマウサミット首脳宣言やパリ協定においては、長期の低排出開発戦略の策定が求められていますが、我が国として2050年80%削減目標を目指し、またパリ協定の2℃目標の達成に貢献するため、革新的技術の研究開発はもとより、その社会実装、社会構造やライフスタイルの変革など長期的、戦略的に貢献していきます。

さらに本年は、日本がG7サミット議長国となっており、関係閣僚会合としてG7富山環境大臣会合を、富山県富山市で5月に開催する予定です。パリ協定や昨年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」も踏まえ、この会合で主要国と議論し、21世紀にふさわしい環境政策を世界へ広げる好機としたい所存です。そして日中韓三カ国環境大臣会合についても、静岡県静岡市で4月に開催します。参加各国や関係自治体等と連携し、環境政策を前進させる大きな一歩としたいと考えています。

冒頭で述べたとおり、パリ協定は、これから我々が気候変動対策を強化していく上での新たな出発点と言えます。政府の取組はもちろんのこと、地方自治体、企業、市民、科学者、NGO等がそれぞれの立場で、長期的な視点を持ち、積極的に対策に取り組むことが不可欠です。OECC会員各位の御理解と御協力を是非ともよろしくお願いいたします。